

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①満期保有目的債券 …償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>②子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法を採用しております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>③その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの …移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①満期保有目的債券 …同左</p> <p>②子会社株式及び関連会社株式 …同左</p> <p>③その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの …同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①満期保有目的債券 …同左</p> <p>②子会社株式及び関連会社株式 …同左</p> <p>③その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの …同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 建物（建物附属設備は除く。）については定額法、その他については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3～49年 器具及び備品 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 また、営業権は商法施行規則に規定する5年間均等償却を行っております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 また、のれんは5年間均等償却を行っております。</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、発生時の翌期に一括して費用処理を行っております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(6) _____</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(6) 積立付与引当金 顧客と当社との間で締結されている代金前受方式による商品券販売契約に伴う将来の費用発生に備えるため、前受金額と引渡し予定商品券の券面額との差額を見積り計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、発生時の翌期に一括して費用処理を行っております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(6) 積立付与引当金 同左</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>旅行売上高及び旅行売上原価は、出発日基準で計上しております。</p>	同左	同左
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	同左	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
6. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建営業未払金</p> <p>(3) ヘッジ方針 当社の内規である「市場リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額等を比較分析し、ヘッジ有効性を評価しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…同左 ヘッジ対象…同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…同左 ヘッジ対象…同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
<p>1. 役員賞与引当金に係る会計基準 当中間会計期間より企業会計基準4号「役員賞与に関する会計基準」(平成17年11月29日 企業会計基準委員会)を適用しております。 この結果、販売費及び一般管理費が150万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益がそれぞれ150万円減少しております。 なお、役員賞与引当金は流動負債「その他」に含めて表示しております。</p> <p>2. 固定資産の減損に係る会計基準 当中間会計期間より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p>	<p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当中間会計期間において「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は41,979百万円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>4. 有形固定資産の減価償却の方法 当中間会計期間より、平成19年度の税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する減価償却の方法によっております。 なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>1. 役員賞与引当金に係る会計基準 当事業年度より企業会計基準4号「役員賞与に関する会計基準」(平成17年11月29日 企業会計基準委員会)を適用しております。 この結果、販売費及び一般管理費が300万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ300万円減少しております。</p> <p>2. 固定資産の減損に係る会計基準 当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>3. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は42,107百万円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>4. _____</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年11月 1 日 至 平成18年 4 月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年 4 月30日)</p>
<p>—————</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>「役員賞与引当金」は、前中間会計期間末は、流動負債「その他」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「役員賞与引当金」の金額は15百万円であります。</p>

注記事項
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年4月30日)	当中間会計期間末 (平成19年4月30日)	前事業年度 (平成18年10月31日)																																
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,674百万円 ※2. 担保に供している資産	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,745百万円 ※2. —————	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,701百万円 ※2. 担保に供している資産																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">担保資産</th> <th colspan="2">担保資産に対応する債務</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>中間期末簿価 (百万円)</th> <th>内容</th> <th>中間期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>633</td> <td>銀行支払保証</td> <td>633</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>633</td> <td>合計</td> <td>633</td> </tr> </tbody> </table>	担保資産		担保資産に対応する債務		種類	中間期末簿価 (百万円)	内容	中間期末残高 (百万円)	現金及び預金	633	銀行支払保証	633	合計	633	合計	633		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">担保資産</th> <th colspan="2">担保資産に対応する債務</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>期末簿価 (百万円)</th> <th>内容</th> <th>期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>433</td> <td>銀行支払保証</td> <td>433</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>433</td> <td>合計</td> <td>433</td> </tr> </tbody> </table>	担保資産		担保資産に対応する債務		種類	期末簿価 (百万円)	内容	期末残高 (百万円)	現金及び預金	433	銀行支払保証	433	合計	433	合計	433
担保資産		担保資産に対応する債務																																
種類	中間期末簿価 (百万円)	内容	中間期末残高 (百万円)																															
現金及び預金	633	銀行支払保証	633																															
合計	633	合計	633																															
担保資産		担保資産に対応する債務																																
種類	期末簿価 (百万円)	内容	期末残高 (百万円)																															
現金及び預金	433	銀行支払保証	433																															
合計	433	合計	433																															
3. 偶発債務 (1) 次のとおり銀行保証に対し、下記限度額の債務保証を行っております。 H. I. S. INTERNATIONAL TOURS FRANCE 1,690千ユーロ (242百万円) H. I. S. Deutschland Touristik GmbH. 354千ユーロ (50百万円) H. I. S. EUROPE ITALY S. R. L. 20千ユーロ (2百万円) H. I. S. EUROPE LIMITED 3,500千ポンド (721百万円) HIS (HONG KONG) COMPANY LIMITED 1,600千香港ドル (23百万円) 株式会社A T B 433百万円 (2) 以下の会社の営業上の取引に対する支払の保証を行っております。 株式会社A T B 特に金額の定めなし スカイマークエアラインズ株式会社 1,478千米ドル (169百万円)	3. 偶発債務 (1) 次のとおり銀行保証に対し、下記限度額の債務保証を行っております。 H. I. S. INTERNATIONAL TOURS FRANCE 1,690千ユーロ (275百万円) H. I. S. Deutschland Touristik GmbH. 354千ユーロ (57百万円) H. I. S. EUROPE ITALY S. R. L. 20千ユーロ (3百万円) H. I. S. EUROPE LIMITED 3,500千ポンド (834百万円) HIS (HONG KONG) COMPANY LIMITED 1,600千香港ドル (24百万円) H. I. S. TOURS CO., LTD. 500千米ドル (59百万円) 株式会社A T B 262百万円 (2) 以下の会社の営業上の取引に対する支払の保証を行っております。 株式会社A T B 特に金額の定めなし (仕入債務に対する支払保証) スカイマーク株式会社 1,478千米ドル (177百万円) 九州産業交通ホールディングス株式会社 特に金額の定めなし (サービスエリアの賃借料等に対する支払保証)	3. 偶発債務 (1) 次のとおり銀行保証に対し、下記限度額の債務保証を行っております。 H. I. S. INTERNATIONAL TOURS FRANCE 1,690千ユーロ (252百万円) H. I. S. Deutschland Touristik GmbH. 354千ユーロ (52百万円) H. I. S. EUROPE ITALY S. R. L. 20千ユーロ (3百万円) H. I. S. EUROPE LIMITED 3,500千ポンド (782百万円) HIS (HONG KONG) COMPANY LIMITED 1,600千香港ドル (24百万円) H. I. S. TOURS CO., LTD. 500千米ドル (58百万円) 株式会社A T B 433百万円 (2) 以下の会社の営業上の取引に対する支払の保証を行っております。 株式会社A T B 特に金額の定めなし (仕入債務に対する支払保証) スカイマーク株式会社 (旧社名 スカイマークエアラインズ株式会社) 1,478千米ドル (174百万円) 九州産業交通ホールディングス株式会社 特に金額の定めなし (サービスエリアの賃借料等に対する支払保証)																																
※4. 消費税等の表示 仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	※4. 消費税等の表示 同左	※4. —————																																

前中間会計期間末 (平成18年4月30日)	当中間会計期間末 (平成19年4月30日)	前事業年度 (平成18年10月31日)
5. 当座貸越契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 200百万円 借入実行残高 — 差引額 200	5.	5.

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成17年11月1日 至平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自平成18年11月1日 至平成19年4月30日)	前事業年度 (自平成17年11月1日 至平成18年10月31日)
※1. 営業外収益の主要項目 受取利息 84百万円 受取配当金 95 ※2. 営業外費用の主要項目 貸倒引当金繰入額 70百万円 ※3. 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 35百万円 関係会社清算損失引当 21 金戻入益 ※4. 特別損失の主要項目 固定資産除却損 19百万円 固定資産売却損 16 ※5. 減価償却実施額 有形固定資産 142百万円 無形固定資産 279 ※6. 当中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	※1. 営業外収益の主要項目 受取利息 132百万円 受取配当金 47 ※2. 営業外費用の主要項目 貸倒引当金繰入額 73百万円 組合投資損失 41 ※3. 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 18百万円 ※4. 特別損失の主要項目 固定資産除却損 26百万円 ※5. 減価償却実施額 有形固定資産 120百万円 無形固定資産 303 ※6. 同左	※1. 営業外収益の主要項目 受取利息 196百万円 受取配当金 321 ※2. 営業外費用の主要項目 貸倒引当金繰入額 89百万円 ※3. 特別利益の主要項目 投資有価証券売却益 45百万円 関係会社清算損失引当 21 金戻入益 ※4. 特別損失の主要項目 固定資産除却損 35百万円 固定資産売却損 16 ※5. 減価償却実施額 有形固定資産 294百万円 無形固定資産 574 ※6.

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自平成18年11月1日 至平成19年4月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式 (注) 1、2	877,001	1,224	31	878,194
合計	877,001	1,224	31	878,194

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,224株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少31株は、単元未満株式の売却による減少であります。

前事業年度 (自平成17年11月1日 至平成18年10月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式 (注) 1、2	872,309	4,752	60	877,001
合計	872,309	4,752	60	877,001

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加4,752株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少60株は、単元未満株式の売却による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>39</td> <td>23</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39</td> <td>23</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	器具及び備品	39	23	16	合計	39	23	16	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>31</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>31</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	器具及び備品	31	15	15	合計	31	15	15	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>37</td> <td>17</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37</td> <td>17</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	器具及び備品	37	17	20	合計	37	17	20
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																			
器具及び備品	39	23	16																																			
合計	39	23	16																																			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																			
器具及び備品	31	15	15																																			
合計	31	15	15																																			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																			
器具及び備品	37	17	20																																			
合計	37	17	20																																			
<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>2. 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	7百万円	1年超	8百万円	合計	16百万円	<p>(注) 同左</p> <p>2. 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	5百万円	1年超	10百万円	合計	15百万円	<p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	7百万円	1年超	13百万円	合計	20百万円																		
1年内	7百万円																																					
1年超	8百万円																																					
合計	16百万円																																					
1年内	5百万円																																					
1年超	10百万円																																					
合計	15百万円																																					
1年内	7百万円																																					
1年超	13百万円																																					
合計	20百万円																																					
<p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>3百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	支払リース料	3百万円	減価償却費相当額	3百万円	<p>(注) 同左</p> <p>3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左</p>	支払リース料	2百万円	減価償却費相当額	2百万円	<p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左</p>	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	4百万円																								
支払リース料	3百万円																																					
減価償却費相当額	3百万円																																					
支払リース料	2百万円																																					
減価償却費相当額	2百万円																																					
支払リース料	4百万円																																					
減価償却費相当額	4百万円																																					

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年4月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末 (平成19年4月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末 (平成18年10月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
1株当たり純資産額 1,239円92銭	1株当たり純資産額 1,254円33銭	1株当たり純資産額 1,244円33銭
1株当たり中間純利益 32円52銭	1株当たり中間純利益 33円57銭	1株当たり当期純利益 109円73銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	同左	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	1,085	1,120	3,663
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	1,085	1,120	3,663
期中平均株式数(千株)	33,387	33,384	33,386

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。